

農林水産物・食品の輸出促進について



2022年2月28日

農 林 水 産 省

東北農政局

政府の輸出促進政策



- 政府の輸出促進政策の方針は、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」が決定する「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において決定。
- 2019年4月、「**農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議**」を設置し、2019年6月、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向を取りまとめ。
- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標**を設定。
- 2020年4月、輸出促進法に基づき、政府全体の司令塔組織となる「**農林水産物・食品輸出本部**」を設置し、「**農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針・実行計画**」を策定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標**を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。

5兆円目標に向けた更なる取組の強化について

- 2030年5兆円の目標達成に向けて、官民一体となった取組を更に進めていくため、次期通常国会での輸出促進法など制度の見直しを目指すとともに、輸出重点品目の追加や輸出先国での支援体制の強化など、輸出拡大実行戦略を改訂する。

輸出促進法など制度の見直し

① 品目団体の組織化とその取組の強化

- 多くの輸出先進国では、法律に基づいた品目団体が、業界一丸となった輸出拡大を行っているが、我が国では、事業者・産地の個別プロモーションが多く、オールジャパンでの輸出の取組が不十分
- 輸出促進法を改正し、オールジャパンで市場開拓・マーケット調査等を行う団体を認定する仕組みを創設
- 米、日本酒、青果物等の輸出重点品目について、経済対策等により、組織化を強力に推進（法改正後速やかに10品目以上の認定を目指す）。



② 輸出拡大に必要な設備投資等への支援

- 輸出向け商品の開発や効率的な輸出物流の構築には、多額の設備投資が必要となるが、海外市場から利益を得るまでに時間を要し、積極的な投資が進まない
- 輸出促進法の改正により、長期運転資金・施設整備を対象とする新たな公庫資金を創設
- 輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例を措置



③ 輸出手続の円滑化

- 輸出の増加に伴い、輸出手続を迅速に行うための体制整備が求められている
- 輸出促進法を改正し、民間機関が証明書を発行できる仕組みを創設
- 植物検疫に係る輸出検査の一部を第三者機関が実施できる仕組みを創設（植物防疫法の改正）

④ 有機JAS制度の改善

- 海外の有機食品・酒類市場が拡大する中、海外における有機認証の促進が必要
- JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加



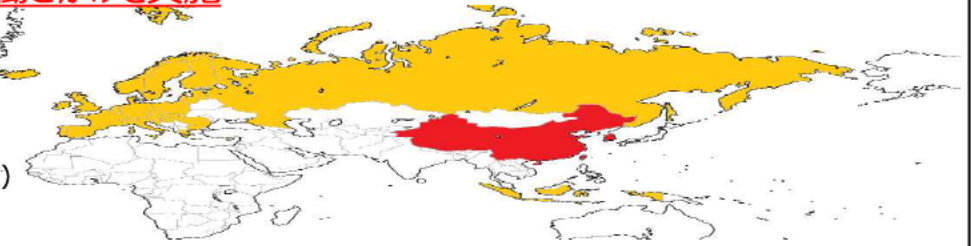
輸出拡大実行戦略の改訂（主な追加内容）

新たな取組を実現するため、制度の見直しのほか、以下の取組を推進する。

① 輸出先国における輸入規制の撤廃

- 放射性物質に係る日本産食品への輸入規制の早期撤廃については、2021年にシンガポール・米国等による規制撤廃やEUによる大幅な規制緩和を実現
- 規制撤廃に向けた国内手続中の英国を含め、規制を維持している14か国・地域における規制の早期撤廃に向けて、あらゆる機会を捉え、政府一体となった働きかけを実施

■：輸入停止
■：輸入制限（証明書の要求）



② 輸出重点品目の追加と輸出産地の育成・展開

- 「柿・柿加工品」を新たに輸出重点品目とし、産地リストに輸出産地・事業者を追加
- 輸出産地リストに掲載された輸出産地224、輸出事業者1,063の計1,287の輸出産地・事業者による輸出事業計画の策定の予定（2021年度中を目途に、このうち輸出産地については、314（*）の輸出事業計画が策定される予定）*複数の事業計画を策定する産地があるため。
- マーケットイン輸出に向けた産地・事業者を支援するため、地方農政局等に商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として配置（これまでに9人を配置。今後、18人まで採用する予定。）

③ 輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

- 主要なターゲット国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを設立（2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において設立）

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策(輸出産地・事業者の公表、輸出事業計画の策定)



輸出拡大実行戦略に基づき、

- これまでに、主として輸出向けの生産を行う1,287の輸出産地・事業者をリスト化。
- 令和3年度中を目途に、当該輸出産地について、輸出促進法に基づく輸出事業計画のスキームの下、産地ごとの輸出目標やその実行のための課題と対策を明確化。政府は輸出に対する各種支援を輸出事業計画とリンクさせ、輸出産地・事業者の目標達成を支援。
- これら輸出産地・事業者をサポートするために、専門家として「輸出産地サポーター」を地方農政局等に配置。

輸出戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

1,287産地・事業者を公表

(令和3年12月現在)

重点品目	輸出産地数	重点品目	輸出産地数
牛肉	18産地	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	37産地
豚肉	5産地	製材	4産地
鶏肉	7産地	合板	8社
鶏卵	7産地	ぶり	10産地
牛乳乳製品	2産地、5社	たい	3産地
果樹(りんご)	7産地	ホタテ貝	2産地
果樹(ぶどう)	5産地	真珠	1産地
果樹(もも)	6産地	清涼飲料水	11社
果樹(かんきつ)	14産地	菓子	46社
果樹(かき・かき加工品)	10産地	ソース混合調味料	14社
野菜(いちご)	12産地	味噌	20産地、40社
野菜(かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜)	39産地	醤油	24産地、50社
切り花	9産地	清酒(日本酒)	619者
茶	13産地	ウイスキー	33者
		本格焼酎・泡盛	206者



計画策定に向けたサポート支援

<輸出産地サポーターの配置>

地方農政局等に民間の専門人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどして、輸出産地・事業者の輸出事業計画の策定・実施を伴走型で支援

<計画策定マニュアルの作成>

輸出産地・事業者の輸出事業計画策定のためのマニュアルを作成